

事務連絡  
令和4年4月25日

各地方運輸局交通政策部長 殿  
" 自動車交通部長 殿  
沖縄総合事務局運輸部長 殿

総合政策局地域交通課長  
自動車局旅客課長

地域公共交通確保維持改善事業費補助金（陸上交通）に係る補助要件の緩和等  
について

過疎地等の地域において必要な移動手段を確保・維持するための乗合バス、コミュニティバス、乗合タクシー、自家用有償旅客運送については、新型コロナウイルス感染症の影響により輸送人員が減少している中で、地域の生活や産業を支えるサービスの継続が求められていることから、地域公共交通確保維持改善事業費補助金（陸上交通）に係る補助要件等については、「地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱」（令和4年3月29日改正。以下「交付要綱」という。）及び「地域公共交通確保維持改善事業実施要領」（令和4年3月30日改正。以下「実施要領」という。）の規定にかかわらず、下記のとおり取り扱うこととするので、了知するとともに、関係者あて周知をお願いいたします。

なお、令和3年3月16日付け事務連絡「地域公共交通確保維持改善事業費補助金（陸上交通）に係る補助要件の緩和等について」は本事務連絡をもって廃止します。

## 記

### 1. 地域間幹線系統確保維持費国庫補助金について

#### (1) 令和4年度生活交通確保維持改善計画における補助について（確認）

交付要綱別表1「補助対象事業の基準」の補助対象事業の基準「へ」により、令和4年度における実績輸送量が新型コロナウイルス感染症の影響による輸送人員減少等により15人を下回ったとしても、補助対象外とすることはない。

交付要綱別表2「補助対象経費の算出方法」により、生活交通確保維持改善計画が認定された時点で「1. ただし書き」及び「5.」の適用のない系統について、

新型コロナウイルス感染症の影響による輸送人員減少等により、同基準を適用させることはない。

(2) 令和4年度、令和5年度及び令和6年度の生活交通確保維持改善計画について  
ア 交付要綱別表1「補助対象事業の基準」の補助対象事業の基準「へ」の「過去に2ヶ年度連続して1日当たりの実績輸送量が15人未満又は150人超ではないもの。」について、令和2年度及び令和3年度における実績輸送量が、新型コロナウイルス感染症の影響による輸送人員減少等により15人未満となっても、これにより、令和4年度、令和5年度及び令和6年度の生活交通確保維持改善計画において補助対象外とすることはない。

イ 交付要綱別表1「補助対象事業の基準」の補助対象事業の基準「へ」の「補助対象期間の1日当たりの輸送量が15人～150人と見込まれ」について、令和4年度、令和5年度及び令和6年度の生活交通確保維持改善計画において要件となる1日あたりの輸送量（以下「計画輸送量」という。）の計算においては、交付要綱別表1及び別表3の注意書き1～3における「計画運送収入」（交付要綱様式1－5の運送収入）に、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（令和3年2月16日付け国総地第96号他）附則第22条第2項及び同要綱（令和4年2月15日付け国総地第61号他）附則第20条第2項の規定に基づき交付された補助金額のほか、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う運送収入の減収分を補填する等の目的により交付された地方公共団体等の補助金額を収入として算入できるものとする。なお同計算方法を採用した場合でも、計画輸送量が1日あたり15人未満となる場合においては、実情を鑑み個別に判断することとする。

（参考）計画輸送量＝計画平均乗車密度×計画運行回数

計画平均乗車密度＝計画運送収入÷計画実車走行キロ÷平均賃率

ウ 上記ア、イの措置は、令和4年度計画、令和5年度計画及び令和6年度計画において補助対象となり得る系統（※）にのみ適用することとする。

（※）上記ア、イの措置を講じることで、要綱別表1の「へ」を除いた要件を満たす系統であり、かつ、令和2年度若しくは令和3年度において補助対象となっている系統が対象。

(3) 生産性向上の取組みの取扱いについて

令和4年度事業における運送収入等の減少が新型コロナウイルス感染症の影響による輸送人員減少等によるものであった場合は、交付要綱第7条第5項及び第6項ただし書きの「外的要因」にあたるものとする。

## 2. 新型コロナウイルス感染症の影響により計画運行回数等を変更する場合の生活交通確保維持改善計画の変更について

新型コロナウイルス感染症の影響による輸送人員減少等に伴い、計画運行回数を変更する場合について、都道府県協議会等の内諾を得た場合においては、交付要綱第9条（第18条の規定により準用する場合を含む。）の規定によらず、運行開始後に連絡を行うとともに、交付要綱第11条第1項（第18条の規定により準用する場合を含む。）の補助金交付申請の際に報告することとする。

なお、都道府県協議会等の希望により、交付要綱第9条（第18条の規定により準用する場合を含む。）の規定による事務を行う場合はこの限りでない。

更に、交付要綱第9条（第18条の規定により準用する場合を含む。）の規定による事務を行う場合においても、事後の申請、事後の計画認定を可能とする。

## 3. その他

上記のほか、地域の特性・実情を踏まえ個別に判断が必要となる場合は、各担当まで問い合わせ頂きたい。

以上